

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) に基づく排出量等の集計結果について

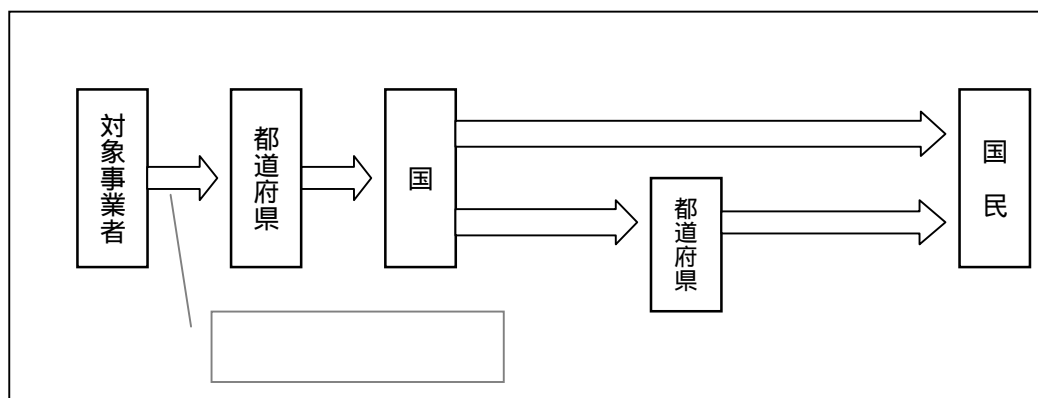
平成 11 年に制定された化学物質排出把握管理促進法については、段階的に施行されてきましたが、平成 14 年 4 月から化学物質の年間取扱量が 5 t 以上の事業者を対象に P R T R 制度の届出が開始され、本日 14 時に国(環境省・経済産業省)から 13 年度の集計結果の公表が行われましたので、本県の概要と今後の対応について報告します。

1 法の概要

(1) 趣旨

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)

人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、事業所からの環境への排出量や廃棄物に含まれての事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を經由して国に届け出るとともに、国は届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するしくみです。



(2) P R T R 制度の施行スケジュール

- ・ 平成 11 年 7 月 化学物質排出把握管理促進法の公布
- ・ 平成 13 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 14 年 4 月 年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の届出開始
- ・ 平成 15 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の把握開始
- ・ 平成 16 年 4 月 年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出開始

2 届出状況

(1) 届出数

本県の届出総数は 580 件と全国の 1.7%を占め、北陸 3 県では最も多い件数でした。(石川県 491 件、福井県 349 件)

届出方法は紙面での届出が 508 件と 87.6%、新たに法で規定された電子媒体による届出は 72 件と 12.4%を占め、全国平均の 7.2%を上回っていました。

表 1 届出状況

届出媒体		届出数		全国状況	
電子媒体	紙 面	508	(87.6%)	32,304	(92.8%)
	磁 気 デ ィ ス ク	41	(7.1%)	2,060	(5.9%)
	電子情報処理組織	31	(5.3%)	466	(1.3%)
計		580		34,830	

(2) 市町村別届出数 (事業所所在地の市町村)

市町村別の届出数は、富山市が 148 件 (25.5%) で最も多く、続いて高岡市が 102 件 (17.6%)、魚津市が 28 件 (4.8%) の順であり、この 3 市で半数近く占めていました。

表 2 市町村別届出数

市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	148	大沢野町	13	八尾町	9	城端町	3
高岡市	102	大山町	4	婦中町	20	平村	3
新湊市	25	舟橋村	1	山田村	1	上平村	2
魚津市	28	上市町	12	細入村	2	利賀村	3
氷見市	21	立山町	8	小杉町	21	庄川町	3
滑川市	24	宇奈月町	7	大門町	6	井波町	4
黒部市	20	入善町	7	下村	1	井口村	1
砺波市	21	朝日町	8	大島町	5	福野町	8
小矢部市	20					福光町	10
						福岡町	9

(3) 業種別届出数

業種別にみると、燃料小売業 (ガソリンスタンド等) が 273 件 (47.1%) と最も多く、続いて製造業が 216 件 (37.2%) の順であり、この 2 業種で 84%を占めていました。

製造業でみると、化学工業 (医薬品製造業を含む) が 47 件 (21.6%) が最も多く、次いで金属製品製造業が 38 件 (17.6%) の順であり、業種別では全国とほぼ同様の傾向となっていました。

表 3 業種別届出数

業種名		届出数	業種名		届出数
燃料小売業		273	製造業	化学工業 ¹⁾	47
下水道業		29		金属製品製造業	38
産業廃棄物処分業		21		プラスチック製品製造業	19
一般廃棄物処理業		20		電気機械器具製造業 ²⁾	16
その他の業種		21		その他	96
				製造業（小計）	216

1) 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。

2) 電子応用装置製造業、電気計測器製造業を含む。

3 排出量等集計状況

14 年度に届出のあった本県のトルエン、キシレン（合成原料及び溶剤として幅広く使用）及びジクロロメタン（金属洗浄に使用）などの化学物質の排出量等の合計は、8,093 t と全国順位は 23 位で 1.5 % を占めており、その内訳は大気、水域への排出量が 3,109 t (38.4%) で、そのうち大気への排出量がほとんどを占め、廃棄物への移動量が 4,984 t (61.6%) でした。

全国と比較して、大気、水域への排出量の割合が少なく（全国 58.4%）、廃棄物への移動量の割合が多い（全国 41.6%）のが特色となってました。

なお、届出排出量 3,109 t と届出外排出量（小規模事業所、田、家庭、自動車等からの排出量を国が推計）6,368 t を合計した総排出量は、9,477 t と全国の 1.1 % を占めており、全国順位は 30 位でした。

表 4 届出排出・移動量集計結果

		富山県		全国	
		排出・移動量(t)	排出・移動割合(%)	排出・移動量(t)	排出・移動割合(%)
排出量	大気	2,866	35.4	280,611	52.3
	水域	243	3.0	12,580	2.3
	土壌	-	-	281	0.1
	埋立	0	0	20,301	3.8
	小計	3,109	38.4	313,773	58.4
移動量	廃棄物への移動	4,984	61.6	219,308	40.8
	下水道への移動	-	-	3,973	0.7
	小計	4,984	61.6	223,280	41.6
まとめ	排出・移動量合計(t)	8,093	100	537,053	100
	排出・移動量割合(%)	1.5		100	

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

表 5 届出排出量及び届出外排出量

	届出排出量 (t/年)	届出外排出量(t/年)					排出量 合計
		対象業種 ¹⁾	非対象業種 ²⁾	移動体 ³⁾	家庭	合計	
富山県	3,109 (1.0)	4,061 (1.3)	958 (0.9)	751 (0.9)	599 (0.9)	6,368 (1.1)	9,477 (1.1)
全 国	313,773	322,350	105,187	88,262	68,736	584,535	898,307

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者（農林漁業、サービス業等）からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

（ ）内は全国での富山県の占める割合（%）

四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

届出排出量 3,109 t を物質別にみると、合成原料や溶剤として幅広く使用されているトルエン（1,190 t）、キシレン（514 t）、金属洗浄などに使用されるジクロロメタン（塩化メチレン）（467 t）の順で全国と同様な状況でした。

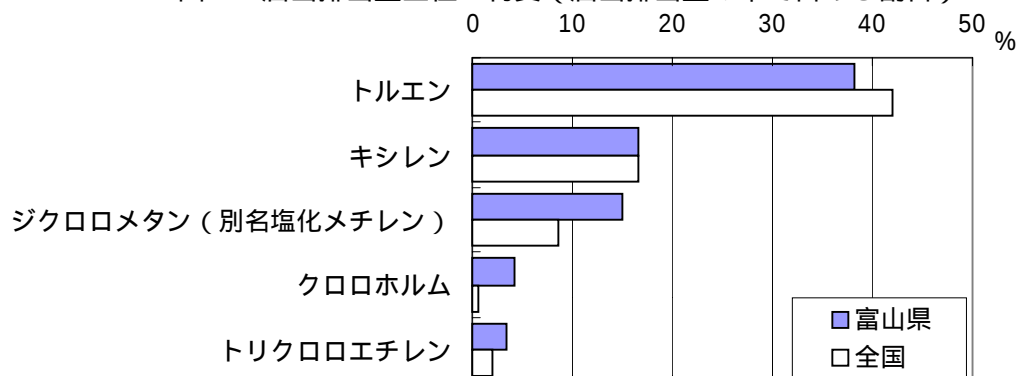
表 6 届出排出量上位 5 物質

	富山県	全国
	排出量（t/年）	排出量（t/年）
トルエン	1,190（38.3）	131,796（42.0）
キシレン	514（16.5）	52,427（16.7）
ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	467（15.0）	27,136（8.6）
クロロホルム	130（4.2）	1,958（0.6）
トリクロロエチレン	107（3.4）	6,322（2.0）
その他	701（22.6）	94,133（30.0）
合 計	3,109（100.0）	313,773（100.0）

（ ）内は届出排出量の中で占める割合（％）

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

図 1 届出排出量上位 5 物質（届出排出量の中で占める割合）



本県では、これまで環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の排出量の削減や自主測定の実施について工場等を指導しているほか、環境監視を継続しています。

これまでの結果では、大気環境は環境基準を達成しているものの、水質環境は富岩運河や小矢部川中流部でダイオキシン類が環境基準を超過しており、現在、水質改善に向けての検討がなされています。

4 今後の対応

これまで、本県では、このP R T R制度の普及のため、延べ 20 回にわたる説明会・講習会を開催するとともに、電子情報処理システムの整備も行っていました。

今後は、化学物質への関心が一層高まることが予想され、住民、事業者及び行政で、化学物質に関する情報をお互いに共有して理解を深めること（いわゆるリスクコミュニケーション）が重要と思われます。このため、今年度においては、国（環境省）の委託事業として、「P R T Rデ - タ活用方策検討調査」事業を受託し、3月13日にリスクコミュニケーションに関する説明会を開催するなど、意識の啓発に努めているところです。

これまで実施してきた結果を踏まえ、今後は次の対応を講じていきます。

（１）中小企業者への啓発

平成 15 年度から届出対象事業所規模が引き下げられることに伴い、特に中小企業者を対象として普及啓発に努めます。

（２）電子媒体を利用した届出の啓発

講習会等を通じて電腦化を進めます。

（３）本県の化学物質の排出状況を踏まえた、化学物質管理指針（仮称）の策定

今後、年間取扱量 1t 以上の集計結果を見極めたうえ、全体の排出量等を把握し、環境リスクに応じた削減方策、効率的な環境監視、リスクコミュニケーションの推進及び化学物質の適正管理と削減に向けての役割分担等を盛りこんだガイドラインを策定します。

（４）国との連携

有害化学物質の環境リスク評価指標の策定及び化学物質アドバイザー - 制度の導入等、リスクコミュニケーション施策の充実を要望するとともに、連携協力して化学物質の適正管理と削減等に努めていきます。

5 その他

さらに、詳細な情報は次のHPをご参照下さい。

○公表資料について

環境省 <http://www.prtr-info.jp/index.html>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

○国のP R T R開示窓口及び開示請求の具体的な方法について

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>